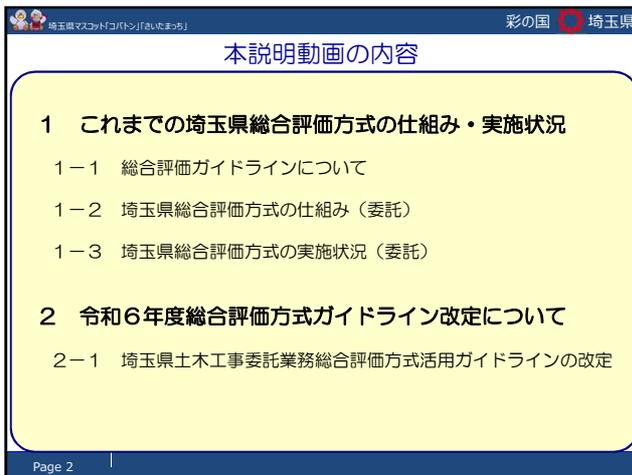


令和6年度総合評価方式ガイドラインの委託に関する説明動画になります。



この動画では、まず、これまでの総合評価方式の仕組み・実施状況を説明したのち、

令和6年7月から適用となる埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインの改定内容について、説明いたします。

埼玉県教育委員会		彩の国 埼玉県
1	これまでの埼玉県総合評価方式の 仕組み・実施状況	
1-1	総合評価ガイドラインについて	
1-2	埼玉県総合評価方式の仕組み	
1-3	埼玉県総合評価方式の実施状況	

1まず初めに、これまでの埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況として、  
1-1総合評価ガイドラインについて説明いたします。

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」 彩の国 埼玉県

## 1-1 総合評価ガイドラインについて

総合評価方式活用ガイドライン  
埼玉県が施工する総合評価方式における落札者決定基準等を定めたもの。

【委託】  
埼玉県土木設計業務総合評価方式活用ガイドライン Ver.5

↓

**令和6年7月1日以降に公告する案件に適用**

【委託】  
埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドライン Ver.6

Page 4

総合評価方式活用ガイドラインは

埼玉県が総合評価方式で入札を行う場合の落札者決定基準などを定めたものです。

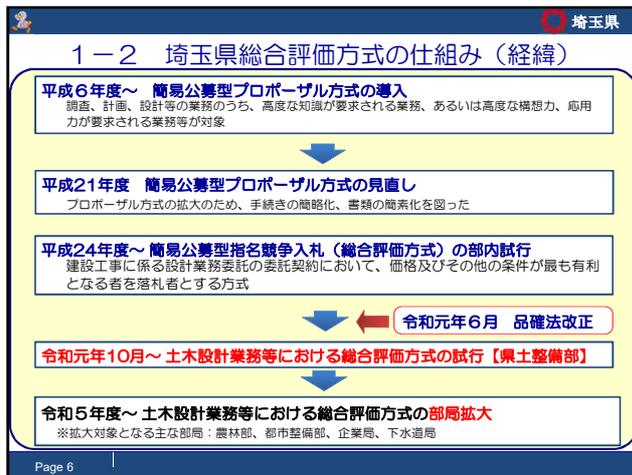
委託についての最新のガイドラインは、令和6年7月1日以降に公告する案件に適用することとして、

埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインver6に改定されております。

なお、最新のガイドラインは建設管理課のホームページに掲載しておりますので御活用ください。

埼玉県教育委員会		彩の国 埼玉県
1	これまでの埼玉県総合評価方式の 仕組み・実施状況	
1-1	総合評価ガイドラインについて	
1-2	埼玉県総合評価方式の仕組み	
1-3	埼玉県総合評価方式の実施状況	

次に1-2 埼玉県総合評価方式の仕組みについて説明いたします。



まず最初に、委託業務における総合評価の経緯です。

令和元年の品確法の改正に伴い、同年10月より県土整備部で土木設計業務における総合評価の試行を開始しました。

令和5年7月には対象部局を拡大して取り組んでおります。

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」 彩の国 埼玉県

## 1-2 埼玉県総合評価方式の仕組み（タイプ）

- 技術提案型（重要な業務項目における課題等を設定し評価するタイプ）
 

技術提案型 = 必須評価項目 + 選択評価項目
- 簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価するタイプ）
  - 実施方針型（業務の実施方針のみ求めるタイプ）
 

実施方針型 = 必須評価項目 + 選択評価項目
  - 実績重視型（過去の類似業務実績を評価するタイプ）
 

実績重視型 = 必須評価項目 + 選択評価項目

Page 7

総合評価方式のタイプを示しております。

本県の総合評価のタイプは、大きく分けて技術提案型と簡易型の2タイプに分かれます。技術提案型とは、重要な業務項目における留意点等について提案を求める「評価テーマ」を提示し、

評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求めることによって、品質向上を期待できる業務に適用するものです。

簡易型(実施方針型)は

業務特性に応じ、評価テーマを設定せずとも成果の品質が大きく変わらないと判断され、当該業務の実施方針のみを求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用します。

簡易型(実績重視型)は

業務実施に関する工夫の余地が少なく、発注者が実施方針を求めることを要さない場合に適用します。

埼玉県教育委員会		彩の国 埼玉県
1	これまでの埼玉県総合評価方式の 仕組み・実施状況	
1-1	総合評価ガイドラインについて	
1-2	埼玉県総合評価方式の仕組み	
1-3	埼玉県総合評価方式の実施状況	

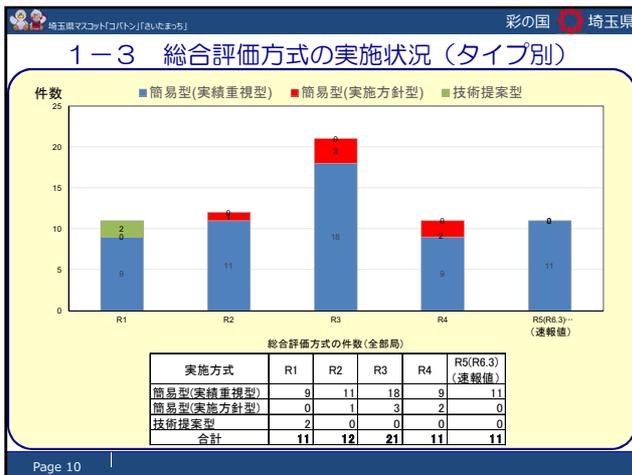
次に1-3 埼玉県総合評価方式の実施状況について説明いたします。



令和元年以降の実施件数になります。

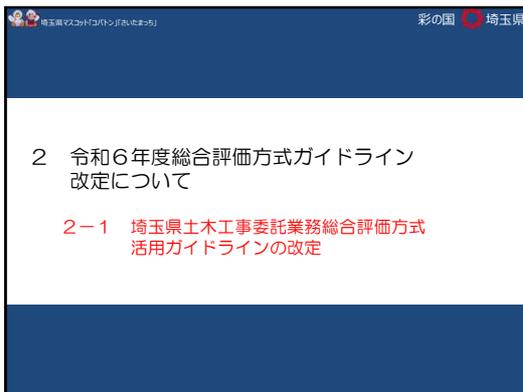
平均すると10件程度の実施となっております。

令和6年度、県土整備部では、1000万円以上の業務委託の2割程度の実施を目標としております。



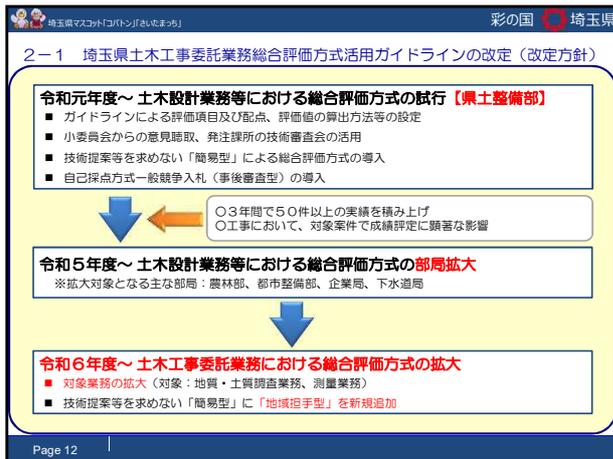
次にタイプ別の実施件数になります。

総合評価の件数のうち、大部分が簡易型となっております。



続きまして、2 令和6年度総合評価方式ガイドライン改定について

2-1 埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインの改定を御説明  
します。



まず初めに、改定方針について御説明します。

令和6年度は、これまでの土木設計業務に加え、地質・土質調査業務、測量業務でも総合評価方式を適用できるよう

対象業務の拡大を行いました。

また、技術提案を求めない簡易型に、地域企業の育成という観点から、地域担手型を新規追加しました。

2-1 埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインの改定（改定内容）

**【令和6年度の改定】**

**■地域担手型の新設**

**■一部追加**  
地質・土質調査業務及び測量業務の場合  
管理技術者→「技術管理者」

**■評価項目及び配点の変更**

- ・「地域担手型」は「実績重視型」と同様に実施方針及び技術提案は求めない
- ・総合評価の不履行について、中間点を設ける  
<詳細については次頁以降>

項目	内容	評価	配点	備考
1. 地域担手型の新設	地域担手型の新設	○	10	
2. 一部追加	地質・土質調査業務及び測量業務の場合 管理技術者→「技術管理者」	○	10	
3. 評価項目及び配点の変更	「地域担手型」は「実績重視型」と同様に 実施方針及び技術提案は求めない	○	10	
	総合評価の不履行について、中間点を設ける <詳細については次頁以降>	○	10	

個々の改定内容の説明をいたします。

技術の責任者を地質・土質調査及び測量業務では技術管理者としているため、標記を追加いたしました。

地域担手型は、簡易型での運用となります。

総合評価の不履行とは、入札時に宣言した評価項目に対し、

業務完了時に履行が確認されない評価項目について不履行とみなし、減点のペナルティーを科すものです。

配置される技術者にも適用される評価項目であり、入札時に申請された技術者が配置されない場合は、不履行となります。

死亡、病気など真にやむを得ない理由により、技術者を交代せざるを得なかった場合、

建設業界での人手不足、働き方改革の中で、交代前と同等の技術者を配置できない場合もあります。

そのような場合は、不履行であることに変わりはないものの、減点を緩和し中間点を設定いたしました。

埼玉県マスコット「こいぬ」にようこそ

彩の国 埼玉県

2-1 埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインの改定  
改定内容①（地域担手型の新設・企業評価部分）

### 企業評価

種別	評価項目			配点	評価基準			
	大項目	小項目	評価項目の概要		技術実用型	実用型	実績型	地域型
企業の実績力	(7)	同種・同業種の業績	過去10年以内に同種・同業種の業績	1	◎	◎	◎	○
	(4)	業務経験年数	過去4年間の業務経験年数の平均値	2	◎	◎	◎	○
	(9)	優秀社員表彰制	本社等に優秀社員表彰制（賞状・賞金・表彰状）を設けていること	1	◎	◎	◎	○
企業の人財力	(2)	ISO9001の取得	ISO9001の取得状況	1	○	○	○	△
	(7)	技能継承力	過去3年間の地域企業向け研修の実施状況	1	○	○	○	△
	(4)	地理的条件	本社又は支店が事業所の所在地	1	○	○	○	△
企業の社会的貢献度	(7)	社会公益活動への参加	社会貢献活動の実施状況	1	○	○	○	△
	(4)	社会公益活動への参加	過去3年間の社会貢献活動の実施状況	1	○	○	○	△
	(9)	CO2削減状況	ISO14001、エコアクション10原則（登録）、再生可能エネルギーの導入状況	1	○	○	○	△
企業価値や信頼性	(7)	人材確保状況	過去3年間の採用実績（求人応募件数）	1	◎	◎	◎	○
	(4)	経営方針の明確化	経営方針の明確化状況	1	◎	◎	◎	○
	(9)	地方経済活性化貢献に資する人材確保状況	過去3年間の地方経済活性化に資する人材確保状況	1	◎	◎	◎	○

【令和6年度の改定（企業評価）】  
地域企業の健全な発展のため、地域への精通度を重点評価する。  
「イ 企業の地域精通度」を必須項目とし、「クイ 地理的条件」の配点を高める。

Page 14

改定内容①（地域担手型の新設に係る企業評価部分）になります。

企業の地域精通度を必須評価項目とし、地理的条件の配点を高めました。

埼玉県マスコット「こん」にようこそ

彩の国 埼玉県

2-1 埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインの改定  
改定内容②（地域担手型の新設・技術者評価部分）

### 技術者評価

評価項目	大項目	小項目	評価項目の概要	配点	評価			
					技術者単独	実務方針型	実務兼務型	地域担手型
技術者単独 ・技術者単独 能力	技術者単独 ・技術者単独 能力	ア) 保有する資格	専門技術者「 <b>技術者単独</b> 」の保有資格	1	◎	◎	◎	○
		イ) 所属・従事業務の業種	建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」としての従事 建設(土木)業以外の業種	1	◎	◎	◎	○
		ウ) 業務成績評価	建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」としての従事 建設(土木)業以外の業種	2	◎	◎	◎	○
		エ) 業務方針業務専任	建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」又は建設(土木)業以外の業種「 <b>実務兼務型</b> 」 建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」又は建設(土木)業以外の業種「 <b>実務兼務型</b> 」 建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」又は建設(土木)業以外の業種「 <b>実務兼務型</b> 」	1	◎	◎	◎	○
		オ) 継続業務(CPO)への従事	建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」及び建設(土木)業以外の業種「 <b>実務兼務型</b> 」	1	○	○	○	○
技術者単独 少人数型 能力	技術者単独 少人数型 能力	ア) 保有する資格	専門技術者の保有資格	1	○	○	○	○
		イ) 所属・従事業務の業種	建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」又は建設(土木)業以外の業種	0.5	○	○	○	○
		ウ) 業務成績評価	建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」としての従事 建設(土木)業以外の業種	1	○	○	○	○
		エ) 業務方針業務専任	建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」又は建設(土木)業以外の業種「 <b>実務兼務型</b> 」 建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」又は建設(土木)業以外の業種「 <b>実務兼務型</b> 」	1	○	○	○	○
		オ) 継続業務(CPO)への従事	建設(土木)業の建設業種「 <b>技術者単独</b> 」及び建設(土木)業以外の業種「 <b>実務兼務型</b> 」	0.5	○	○	○	○

※1 ○内の表記は地質・土質調査業務及び測量業務の適用  
※2 測量業務の場合、所定技術者配置の必要がないため、選択しない。

【令和6年度の改定（技術者評価）】  
技術者評価について、必須項目は必要最小限とし、配点は変更しない。

Page 15

改定内容②（地域担手型の新設・技術者評価部分）になります。

技術管理者の記載を追記しました。配点等の変更はありません。

なお、測量及び地質・土質調査業務では、主な入札参加対象である県内企業に対して、過度な負担とならないよう

技術者評価において「保有する資格の評価」は原則適用しないこととしております

○

埼玉県マスコットキャラクター「まいにちまっちゃん」 彩の国 埼玉県

2-1 埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインの改定  
改定内容③（地域担手型の新設・地理的条件）

イ（イ）地理的条件

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 <sup>※5</sup>
(イ) 地理的条件	本店又は主たる営業所 <sup>※1</sup> の所在地が（県内、事務所管内、市町村内等） <sup>※2</sup> である。	1.0 (2.0)	/1.0 (2.0)	②
	【中間点を設定する場合】 <sup>※3</sup> 本店又は主たる営業所の所在地が（県内、事務所管内、市町村内等） <sup>※4</sup> である。	0.5 (1.0)		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

※1 本店又は主たる営業所については、【用語の定義】を参照すること。  
 ※2 発注者が指定選択し、記述する。  
 ※3 業種の評価基準の地域のほかに、地域差を設けて評価する場合に中間点の評価基準を設定することができる。  
 ※4 発注者が指定選択し、「※2」と重複しない地域を記述する。  
 ※5 (イ) の配点は「地域担手型」の業種に適用すること。

**【令和6年度の改定】**  
 地域企業の健全な発展のため、地域への精通度を重点評価する。  
 地理的条件の配点を通常の2倍に高める。

Page 16

改定内容③（地域担手型の新設・地理的条件）の説明となります。

地域企業の健全な発展、育成のため、地域への精通度を重点的に評価し、地理的条件の配点を高めました。

埼玉県マスコット「こいぬ」 | 彩の国 埼玉県

## 2-1 埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインの改定 改定内容④（企業の倫理や信頼性等（減点項目））

### エ（ア）～（ウ）入札参加停止ほか

評価項目	評価基準	配点	減点率
17) 入札参加停止措置	過去3年度（令和2年度～令和4年度）において、 「入札参加停止措置」を受けたことにより、 入札参加停止措置を受けたことにより、 入札に参加しなかった。	0	◎
17) 組合評議の不履行	過去3年度（令和2年度～令和4年度）において、 組合評議の不履行により、 組合員による懲戒処分を受けたことにより、 入札に参加しなかった。	-1.0	◎
17) 専方控除の取扱い	過去3年度（令和2年度～令和4年度）において、 専方控除の取扱いが不適切であったことにより、 入札に参加しなかった。	-0.5	◎
17) 専方控除の取扱い	過去3年度（令和2年度～令和4年度）において、 専方控除の取扱いが不適切であったことにより、 入札に参加しなかった。	0	◎
17) 専方控除の取扱い	過去3年度（令和2年度～令和4年度）において、 専方控除の取扱いが不適切であったことにより、 入札に参加しなかった。	0	◎

※1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当しない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。

※2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

※3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。

※4 本欄内各号は、「監理官等受任者」「監理技術受任者」「監理技術受任者」「監理技術受任者」をいう。

**【令和6年度の改定】**  
技術者の働き方改革の観点から、全ての場合において一律に減点する方法を改め、真にやむを得ない場合の技術者交代の減点について緩和し、中間点を設けました。

Page 17

最後に改定内容④（企業の倫理や信頼性等（減点項目））の説明になります。

技術者の働き方改革の観点から、全ての場合において一律減点する方法を改善し、真にやむを得ない理由での

技術者の交代の減点について緩和をし、中間点を設けました。

埼玉県マスコット「こぼりん」[さいたまっぴー]

彩の国 埼玉県

終わりに

説明は以上となります。

土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドライン  
に関する御質問は

埼玉県 建設管理課 技術管理担当

電話 048-830-5021

までお願いいたします。



Page 18

本動画の説明は以上となります。

なお、土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインに関するご質問につきましては、建設管理課技術管理担当までお願いいたします。